中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2. 対象資材は下表を想定している。これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

対象資材

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

3. 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、様式１により事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

   なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

   ① 対象資材の代替資材を調達した場合
   ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
   ③ 対象資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など

4. 受注者は、様式２により別途調達経費に掛かる証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。